

第 92 回 杜の都の環境をつくる審議会 議事録

日 時：令和 4 年 3 月 24 日（木）13 時 30 分～15 時 40 分

会 場：仙台市役所本庁舎 2 階 第二委員会室

出席委員：中静会長，舟引副会長，池邊委員，石出委員，板橋委員，小貫委員，小寫委員，平塚委員，横田委員，米倉委員，渡部委員（計 11 名）

欠席委員：遠藤委員，庄子委員，横張委員，渡邊委員（計 4 名）

事務局：建設局長，建設局次長，百年の杜推進部長，百年の杜推進課長，同課主幹兼企画調整係長，同課緑化推進係長，同課緑地保全係長，全国都市緑化フェア推進室長，公園課長，同課青葉山公園整備室長，河川課長，教育局生涯学習部文化財課仙台城史跡調査室長
（計 12 名）

司 会：百年の杜推進課長

1. 開会

○事務局（熊谷課長：百年の杜推進課）

—開会—

—議事録署名人の氏名，傍聴ルールの説明—

- ・議事録署名人：中静会長，平塚委員

2. 議事

(1) 審議事項

①保存緑地の区域変更について

○事務局（船渡主任：百年の杜推進課緑地保全係）

—資料 1 について説明—

○平塚委員

- ・対象地は南側に東北大学，北側に宮城教育大，その間を沢が流れており，沢を挟んで，東北大側の北向きの斜面と宮城教育大側の南向きの斜面が，春頃に雪の残り方の違いを際立たせ，斜面方位の違いにより特に林床植生の違いがある面白い場所だと思う。
- ・今回，保存緑地の保存区域から外れることになるのは宮城教育大側の南向きの斜面の端である。ここは，青葉山保存緑地の全体としては狭い面積であり，残りの南向きの斜面要素が東の方向に大きく続いて現存している。代償措置も十分に取られているので，区域変更に関して特に問題はないと思う。

○横田委員

- ・今回，保存緑地の要件に該当しなくなったというのは，どの要件に該当しなくなった

ということなのか、伺いたい。

○事務局（船渡主任）

- ・資料1の2ページに、杜の都の環境をつくる条例の条文の抜粋を掲載しているが、今回緑地が失われたことで、条文中の「特に良好な自然的環境を有すること」（第11条第3項）という（指定の）要件に該当しなくなったため解除に至った。

○横田委員

- ・そうすると、大学が、緑地を伐採することになると、規模によっては自動的にこの要件を欠いてしまうということになると思うが、そうするとこの条例の意味がどの程度あるのかという疑問が生じるのだが、いかがか。

○事務局（結城係長：百年の杜推進課緑地保全係）

- ・保存緑地制度が土地所有者の協力をいただきながら守る制度になっており、開発を必ずしも全く防ぐという形で規制をかけるという制度ではなく、一定の土地利用を認めながら緩やかな規制をかける制度になっているので、土地所有者が自らの土地利用上、こういった形で使いたいといったときには、それを妨げるのは難しい。

○横田委員

- ・届出制だからやむを得ないという理解でよいか。

○事務局（結城係長）

- ・そのとおりである。
- ・通常民間の方だと届出制で行為を行うという形になっているが、国立大学であり国の機関の一部ということで、届出よりさらに緩く通知という形で行為は可能になる。
- ・ただ、区域から外すだけではなくて、代償措置というものをこちらから求め、大学から理解をいただき、新たに区域を指定することができることとなった。

○横田委員

- ・了解した。

○板橋委員

- ・区域変更後もほぼ同じ面積が確保できることは幸いなことであり、この件について異論はない。
- ・参考までに、今回追加で加えられることになった資料1の緑地①について、元々良好な自然環境を残しているエリアだったということで、今回の機を待たずに保存緑地にする計画などはなかったのか。

○事務局（結城係長）

- ・確かにこの緑地は既存の保存緑地に接し、都市公園も接する形で良好な条件が整っていたが、指定当時の昭和50年代には大学で何らかの土地利用計画等があり、ここの部分については指定範囲から外していたのではないかと考えている。

○中静会長

- ・大学が少し計画を変えて、保存緑地側を講堂や駐輪場とした方が便利だと考え開発し

たのかもしれない。

○板橋委員

- ・了解した。

○渡部委員

- ・元々良かったら最初から保存されるべきだったと自分も思うが、雑木林であるので更新もあろうし、結果的に育って今良好になったということもあるというふうに思うので、ただ良いというだけではなくて、どのような変遷があったかということは審議をする上では大事な情報だと思う。
- ・先ほどの（保存緑地に関する）説明で、（土地所有者に）協力いただいて保存していて、土地所有者の意向に沿って使うこともあるという流れは理解できたのだが、今回の事例以外に、指定を外してまた足すというような事例というのは、仙台市の中ではどれくらいあるのか。

○事務局（結城係長）

- ・かつては土地利用上やむを得ず開発が行われて緑地が失われたところは、区域変更を行っていなかったが、実態に即した保全の在り方を検討するため、平成25年頃から当審議会に諮りながら、緑地の現状に応じて区域変更や解除を行っていくという方針を立てており、（当審議会にその方針の）了承をもらったうえで（区域変更や解除を）行っている。
- ・過去には保存緑地の区域全てが都市公園になって緑地の保全が確保された場所、4か所ほど指定を解除している。また、保存緑地の区域全てが開発によって失われたところが2か所ほどあり、指定の解除を行っている。区域変更ということで、緑地内行為によって緑地の一部の実態がなくなった場所として、5か所ほど指定区域の変更を行っている。

○中静会長

- ・渡部委員からのもう一つの質問であった、この林の成長に関する情報はるか。

○事務局（結城係長）

- ・この緑地については、大学のキャンパス整備に伴って植栽したというよりは、もともと一体的に山であった場所が残されている場所であるので、更新はあるにしても植えて大きくなったものではないと考えている。

○渡部委員

- ・了解した。
- ・今回方針としては総量をできるだけ保って、返しもするが追加もするという大枠の方針となっているということが1点と、今回代償ということになっているのだが、その「代償」というものが、どういう代償なのかなというのが少し理解できなかった。それで、面積を総量確保したいということであれば面積的な代償ということだと思うのだが、先ほど最初に話があったように谷筋とそうじゃないところでちょっと植生が違

うというときに、代償の意味合いというのが理解しにくいと思ったので、教えていただきたい。

○事務局（結城係長）

- ・平成28年の第75回の当審議会で、当時会長だった涌井先生から保存緑地の区域を外して面積が減るときに考えなければいけないことに、代償措置の考え方、別の場所に同じような緑地の担保を考えることが非常に重要であるという意見をいただいている。また、当時副会長であった中静会長からも「あいち方式」の紹介や、エコロジカルネットワーク形成の重要性についても意見をいただいております。そうした意見も踏まえ今回の件についても検討してきた。量と質の部分、ネットワーク形成ができるか否か、そういったところも総合的に判断して検討した。

○渡部委員

- ・資料が残ると思うので、どんな代償なのかということが記録されていると、より分かりやすい。

○中静会長

- ・可能であれば資料・議事録で補足していただきたい。

○小貫委員

- ・今回の指定個所に隣接する東北大学の青葉山新キャンパスの部分は、現在全体が保存緑地になっているが、実際この中には建設用地もあって、緑地じゃないところがある。保存緑地といったときの緑地の定義というのが自分の中で曖昧になっているので、どういうふうに考えればいいのか教えていただきたい。

○事務局（結城係長）

- ・東北大学に限らずということによろしいか。

○小貫委員

- ・それで良い。
- ・今回の保存緑地という意味で、資料1の図1に緑の網（指定範囲を示す着色）がかかっているが、東北大学の施設のようにその中には既に緑はないエリアも指定範囲となっている。そういったときの保存緑地というものの定義というものをどういうふうにされているのかを教えていただきたい。

○事務局（結城係長）

- ・保存緑地は、土地所有者の方の協力をいただいて緩やかに保全をするという制度になっているので、条例の網をかけて、行為については一定の規制をかけているが、どうしても自己利用に伴って緑地の現状が失われている場所もなかにはあり、完全に規制するという制度にはなっていない。よって中には東北大学のように敷地の中で建物が建ち、あるいは何か開発が行われるところが中にはあるが、そういったところを平成25年頃から議論いただき、区域を見直していく取り組みを進めている。なお現行のみのどりの基本計画では、保存緑地をより保全の担保性が強い特別緑地保全地区に移行し

ていくことも定めている。

○小貫委員

- ・了解した。

○中静会長

- ・平成 25 年頃から、実態に合うように現状変更されたものは可能な限り緑地から外して実態に合うように区域を見直すことを進めている途中であり、その過程で今回のように代償が可能なところは代償を求めていくということだと認識でよろしいか。

○事務局（結城係長）

- ・そのとおりである。
- ・東北大学では、開発に当たって残す緑地と、キャンパスとして利用しながら緑化を図る土地というものが計画されている。こういった緑地については、計画どおり開発が行われたか確認した上で、今後区域の変更を検討していく必要があると考えており、新たに緑化された箇所が保存緑地としてふさわしいのかという点を踏まえつつ、今後当審議会に諮ることを考えている。東北大学に限らず、ほかの保存緑地についても同じような形で整理をしていく。

○小貫委員

- ・了解した。

○舟引副会長

- ・先ほどの横田委員の質問に関連するが、今回は国有地だが、民有地の場合でもこの保存緑地制度に指定をされると土地所有者にどのような優遇措置が与えられるか説明いただきたい。

○事務局（結城係長）

- ・保存緑地に指定をして保存緑地保全協定を結ぶと、固定資産税と都市計画税の課税が免除になる。加えて、保存緑地の指定交付金と指定の協力援助金を交付するという制度もある。また、土地の維持管理が困難になった、あるいは相続が発生して困難になったといった場合には、本市に買取りを申し出ることができ、それに基づいて本市で保存緑地の買取りを行う優遇措置がある。

○舟引副会長

- ・保存緑地の指定を受けると土地所有者にも一定のメリットがあり、そのままの状態にしておいたほうが税の減免がされるメリットはあるが、一方で自己のために使うことまでは必ずしも全部規制をすることはできない。それを事務局は「緩やかな」という表現をしているのだと思う。
- ・都市緑地法に基づく特別緑地保全地区に指定すると、ほぼ木を切ってはいけない、現状をそのまま凍結しなさいという規制がかけられるが、一方で、通損補償の義務が生じる、もしくは買入れの請求があれば買わなければいけない等、行政側の財政支出が大きくなる仕組みであるので指定しにくいということがあるため、緩やかな条例で土

地所有者にメリットを与えて緑を守ってもらいたいというのと、厳しく守りたいというものを財政状況や土地所有者の意向を勘案しながら使い分けて取り組んでいるということだと思う。

○中静会長

- ・他にいかがか。承認ということによろしいか。

(委員一同了承)

(2) 報告事項

①百年の杜づくりプロジェクト推進計画について

○事務局（菅原主任：百年の杜推進課企画調整係）

—資料2について説明—

○小貫委員

- ・いわゆるアクションプランに近いものなので、成果指標、特に数字が上がっているものに関しては、10年間でどういう形で進めていくのかということをもう少し具体的に見ていかないといけないと思う。後ろの個票データといろいろ書いてあるが、これらをまとめると、まず今回のこの21年から25年までの5年間で成果指標のうちの何割くらいはいけるとか、個票とこの成果指標とがもう少し具体的にリンクして見えてきて、1年間でどういったことをやるのか、それに予算が幾らくらいかかるのかが示されないとPDCAサイクルを回すとしてもなかなか難しく、検証がしづらいと思うので、少し具体的に書けるところは書いていただきたい。

○事務局（水嶋主幹兼係長：百年の杜推進課企画調整係）

- ・本市内部で様々な協議を重ね、現状で示せる範囲で内容を示してきたが、完成までまだ時間があるので、精査したい。

○小貫委員

- ・資料2の7ページから11ページまでの一番下の成果指標のところ、この5年の計画でどれくらいまで達成できるかということも併せて記載するとよりよいと思う。

○事務局（菅原主任）

- ・例えば、公園施設の改修計画に基づく公園施設改修件数10年間で延べ1,200公園というところについて、目標で10年間1,200公園としているものを1年で割り年間120公園の改修に取り組むことを掲げているほか、ふるさとの杜再生プロジェクト育樹会の参加人数も、成果指標の半数の1,000人を目標として掲げており、なるべくリンクさせるように記載しているが、まだ詰め切れるところがあればリンクさせたい。

○小貫委員

- ・7ページ以降にリンクしている事業を明確に示すとより見やすいと思う。

○事務局（水嶋主幹兼係長）

- ・完成までまだ時間があるので、その中でできることをやっていきたい。

○中静会長

- ・本計画は、策定が終わったところで再度審議会に諮るのか。

○事務局（水嶋主幹兼係長）

- ・今日のいただいた意見を踏まえ、年度内に反映して完成させたいと考えている。

○中静会長

- ・了解した。

○平塚委員

- ・基本方針の成果指標として、公園緑地等における浸透施設整備により雨水流出抑制が図られた面積を採用しているが、一番の目的は過剰な雨が降ったとき、流出量として抑えられるかということであるから、例えば広瀬川とか名取川に流出する量をどれだけ抑制したかというような数値が出ると、評価としてはさらに有効だと思う。意見として捉えていただきたい。
- ・この件は名取川水系の流域治水のプロジェクトにはきちんと組み込まれていると考えてよろしいか。

○中静会長

- ・雨水流出抑制の指標に関しては、今平塚委員が提案したような指標が良いのではないかという議論もあったが、目標として掲げにくいというようなことの事情もあると思う。事務局いかがか。

○事務局（伊藤課長：河川課）

- ・雨庭の整備について、名取川水系の流域治水プロジェクトの項目の一つとして上げており、リンクしていると認識している。

○平塚委員

- ・青葉区の上杉や木町、他の区だと長町などの浸水対策重点整備地区といった明らかに浸水の危険が高いところで、雨庭を設けた場合にどれだけの効果があったというようにしたほうが、有効ではないかと思う。
- ・資料2の19ページで、京都市のホームページから引用している州浜は、青葉山公園のように、いざとなったらこれは水が満たされて池になるというような想定なのか。今まで自分たちが拝見している青葉山公園の断面図では、最初から池として描かれているが、事務局では様々なタイプを考えているのか

○事務局（水嶋主幹兼係長）

- ・青葉山公園については少し水がためられるような構造になっており雨庭と考えている。一方で、資料2の19ページで紹介している京都市の枯山水のようになっている玉砂利の部分は、下部が碎石層になっていて、降った雨水が地面の中により浸透しやすくなっている構造になっており、ここに貯留するというより、ゆっくり地下のほうに浸透させていく効果を狙ってこのような構造で造ったと伺っている。

○平塚委員

- ・了解した。
- ・仙台は杜の都といわれているが、全体としては内水面がまちなかに少ないと感じている。かつては縦横無尽に人工的な用水路が走っており、豊かな水や地下水が杜の都の豊富な緑の量を支えていたということであれば、それをもう少し見えるような形で実現するのが、当審議会等の役割だと思う。例えば、榴岡では大きな調整池を、全て小学校の校庭の下や公園の下といった地下に造って、見る事が出来ない。今回こういう雨庭の整備が提案されるのを機会に、流れなりせせらぎなり、あるいは池等、仙台のまちなかに、人の目に普段からよく見える水面や水の存在を少しでも入れられると、さらに杜の都としてのイメージが高まると思う。

○事務局（佐々木部長：百年の杜推進部）

- ・かつて四ツ谷用水が巡っていたという歴史的背景があり、面影を残しながらまちづくりに取り組んできたが、財政面から、水を使った施設等の整備は、かなり制限をされているのが実情である。
- ・しかし、必ず緑には水が不可欠であることから、今後も水と緑を大事にしながら今後取り組みたい。
- ・憩いの場として水を見せるという工夫もこれからは必要であると考えている。ヒートアイランド等の環境対策の面からも水は必要であり、目にも優しく、潤いをもたらすという機能もあるので、できるだけ実施したいと考えている。

○中静会長

- ・資料2の19ページの写真は、写真だけではなく先ほどの説明のようなものを加えると、誤解が生じにくいと思うので検討していただきたい。

○石出委員

- ・今朝の河北新報の朝刊に、仙台市のブランド戦略が手を広げ過ぎて全て中途半端だという意見があり、同様に感じている。
- ・本計画に記載されている44項目、優先順位と重要度を決めて取り組むとよいと思う。
- ・PDCAサイクルを回すということだが、何年置きで実施するのか。

○事務局（水嶋主幹兼係長）

- ・本計画に掲載している事業については、毎年度進行状況を当審議会に報告する。さらに、みどりの基本計画に基づいた計画であり、5年後にはみどりの基本計画全体の中間見直しを行うので、前半5年間やってきた事業について議論いただきたいと考えている。

○中静会長

- ・他にいかがか。承認ということによろしいか。

(委員一同了承)

②建築物等緑化ガイドラインの作成について

○事務局（阿部技師：百年の杜推進課緑化推進係）

—資料3-1, 3-2について説明—

○石出委員

- ・今回特に質の高い緑化計画ということでガイドラインが出されており、その中に維持管理の方法も書いてあったが、作ったら終わりというところが多く、維持管理までやってくなくて、後で見に行くと劣化し、質の低い緑化になっていることがあるので、提出する緑化計画書にその後の維持管理計画や、担当者名などを記載して提出する方法と、抜き打ちで施工後何年後かに見に行くと、指導するようなものがあると、より一層質の高い緑化になっていくと思うので、検討していただきたい。

○事務局（阿部技師）

- ・維持管理計画に関しては大変重要だと考えており、資料3-1で示す緑化協議を行う案件について、今後は具体的な維持管理計画を事業者側で作成し提出してもらい、協議の資料として用いていくこととしている。

○渡部委員

- ・こういった指針があることでどのように緑化をしていけばいいか、またその質をどう考えればいいのかというのがより分かりやすくなっているのも、非常に良いと思う。
- ・26 ページと 33 ページに駐車場に関する緑化について記載されているが、駐車場での緑化はあまり視認性が高くないということがあると思うが、「×」や「△」とする理由を教えてください。

○事務局（阿部技師）

- ・26 ページで駐車場を「×」とする理由だが、植栽されている樹木の生育時の樹冠が駐車区間にはみ出しており、将来的に車の開閉の際に支障が出るので、よくない事例としており、33 ページの緑視効果を高めるポイントで駐車場部分が「△」となっているのは、車を止めている最中はやはり車に覆われてしまい、見ることができないことから、緑視効果という観点ではあまり推奨するものではないと考えている。ただ、緑化計画の面積としては計上することは可能である。

○渡部委員

- ・了解した。緑陰の効果であるとか、あと車が連なる風景が本当に果たしていい風景なのか考えたときに、駐車場などの緑化の効果というのは、そういったことも考慮する利点があると思う。
- ・ガイドラインの運用方法において点数化して評価するというので、シミュレーションしていただき、こういったものが100点取れるのかというのもすごく分かりやすかった。100点を超えるという話があったが、加点の部分はどれくらい点数が上がるのか。

○事務局（阿部技師）

- ・参考資料2が具体的な評価に当たっての基準である。これは大きく加点項目と減点項目とに分かれており、緑化ガイドラインの中で示しているとおおり、質の高い緑化手法がこちらに記載されており、具体的に緑化計画の審査をする際にこれで点数化する。理論的には100点、150点、200点と採点できるが、全ての緑化手法を1つの敷地でやるというのは現実的でないで、これまでシミュレーションしてきた中では大体80点以上のものが優良なものと考えている。また、下段には減点項目を記載しており、主に理念1に基づく生育環境の固定や維持管理計画に関する項目を対象としている。

○渡部委員

- ・了解した
- ・シミュレーションで80点以上が良い緑化だとすれば、80点のボーダーのあたりがどういうものかというのが見たかったが、80点を超えているものが優良だということをシミュレーションで導き出したということなので、今の説明で納得できた。

○小貫委員

- ・この建築物等緑化ガイドラインがどこを目指しているのかによって、何を評価するのかが変わってくると思う。先ほどの駐車場の緑化も、例えば雨水の浸透について考えると、一概に「×」というのもいかなものかと考える。みどりの基本計画に基づいた建築物等緑化のガイドラインがどうあるべきかと考えたとき、何が特に評価されるべきなのかをもう少し考えて含んでおいたほうが良いのではないかと。見た目の質の高さに重きが置かれているが、雨水のコントロールや人のにぎわい等の観点を含むガイドラインであってほしいと思う。
- ・以前、大規模小売店舗立地法の委員会の委員をしていたが、計画のときにはとてもきれいな絵が出てくるが、その後見ると、やはり全然維持管理されていない事例が多々ある。それをどのようにして当初の計画どおりに維持していくかをきちんと、最初の維持管理の計画書だけではなく、計画の実行をどう担保していくかを考えないと、実効性が伴わない計画になってしまうと思うので検討していただきたい。

○事務局（阿部技師）

- ・ガイドラインの35ページ以降に、緑の機能的な部分、ヒートアイランド現象の緩和や雨水浸透という部分を推奨し、評価基準でもこのような緑地について点数で評価するものとしている。39ページ以降の「憩いと交流の場となる緑化」では、人がどう感じるか、どう使うかという部分での緑のしつらえに関して推奨、また評価をすることとしている。
- ・緑化計画制度が杜の都の環境をつくる条例に基づく制度であり、緑化完了後も確認や抜き打ち検査などを行う仕組みではないので、都市緑地法の緑化地域制度のようにその後の担保まで法的に図っていくことは難しいが、計画段階では本市が計画の中身、審査等をするので、このガイドラインに記載している特に理念1に関する部分について

て十分設計士の方にもご理解いただいて、誰が具体的に管理していくのか、年間を通してどのような管理が必要であるかというところも事業者の方と共有しながら、今後緑化協議や相談を進めたい。

○小貫委員

- ・やはり駐車場に「△」や「×」がついているのが、ガイドラインの内容と本当に合っているのかは気になるので、もう一度全体を確認していただきたい。

○事務局（佐々木部長）

- ・資料3-1の26ページの記載事項は、駐車場の緑化が駄目だという内容ではなく、あくまでも植え方・手法についての内容を示している。
- ・資料3-2の33ページの緑視効果を高めるポイントとして、この駐車場緑化はあまり効果が期待できないという意味で「△」をつけており、全体で見ると駐車場緑化は良くないという印象を与えるかもしれないが、あくまでも個別の緑化の手法についての指針をページごとに示しており、駐車場緑化が雨水浸透の面では有効だが、駄目だという形で誤解されないように、表現の仕方等を検討したい。

○平塚委員

- ・（オンライン参加の池邊委員の）チャットを見ると、500㎡以上の駐車場を設置する際にも緑化計画を提出させるべきとあるが、賛成である。小さな駐車場が、どれだけ街並みの景観やまちづくりをおかしくしているかは常々感じていることなので、そこにくさびを一本打ち込むというのは非常に重要な話だと考える。

○事務局（熊谷課長）

- ・緑化計画の提出については、杜の都の環境をつくる条例や同条例施工規則で、1,000㎡以上の開発行為、建築行為を行う場合に提出することとなっている。500㎡以上の駐車場も対象にすべきではないかという意見については、今後検討したい。

○平塚委員

- ・透水性については別にガイドラインを作成するということが良いか。

○事務局（佐々木部長）

- ・駐車場の雨水浸透については、先ほど説明した評価基準の中で評価項目になっているので、評価はできると考える。ガイドラインを見たときに駐車場の緑化を推奨していない印象を与えているとすれば、表現の仕方を変えるとか補足をするとか、誤解のないようにしていきたい。駐車場緑化そのものが駄目だと言っているわけではないが、手法の一つとして緑視効果としては低いことや、実際の管理上問題が生じることを、事業者にアドバイスする際の資料としてつけているので、説明が不十分にならないように、表現の仕方について検討したい。

○小嵐委員

- ・ガイドライン第2部というのが付け加えられて、すごく充実したものになっている印象である。

- ・28 ページの⑤土壌環境の記載順番について、①番の生育空間の確保が1番に来るのは当然だが、次に優先して検討すべきものが土壌環境だと思うので、重要性が高いほうから並べるのであれば、これを②番にすると良い。
- ・⑤土壌環境の記載内容について、通気性、透水性を確保するためとあるが、土壌の固さについても入れていただきたい。転圧すれば根が伸びないので膨軟な土壌の確保をお願いしますということの一つ付け加えたほうが良いと思う。
- ・街路樹マネジメント（仙台市街路樹マニュアル）で、土壌改良材の仕様について記載しているため、「そちらを参考にしてください」等の文言を入れると良い。
- ・21 ページの答2に、「・・・またこれとは別に工場立地法により定められる・・・」と記載されているが、問2で記載されていないので、工場の方々がこれを見たときに混乱する可能性がある。最近では工場の新設が少なく、更新となると、担当が設計コンサル会社ではなく、工場の総務の場合があり、このガイドラインそのものを知らないこともあると思うので、そういった方が目にしても分かるような内容、例えば「地区計画・工場立地法等で」というように記載すると良い。

○事務局（和泉係長：百年の杜推進課緑化推進係）

- ・⑤土壌環境について、委員の指摘を踏まえ、修正したい。
- ・第一部の手引きの問いの部分について、「地区計画等」とは書いてあるが、工場立地法についても問いの部分に追記したい。
- ・⑤土壌環境の記載の順序に関する指摘について、現時点では①が生育空間の確保、②が日照条件となっており、これは10 ページに植栽場所を検討することが2番目に記載されていることに対応させるためであるが、再検討したい。

○中静会長

- ・チャットで池邊委員からガイドラインを作るだけでなく賞などを設けて褒め育てていくこともセットでやるとモチベーションになるという意見をいただいている。

○池邊委員

- ・一度ガイドラインを策定してしまうと、改定が難しいので、駐車場については別で基準を設けることを検討していただきたい。
- ・横浜市は500㎡以上、港区は250㎡以上が緑化計画の対象となっている。なぜ横浜で500㎡以上なのに仙台は1,000㎡でやるのかという根拠をもう一度伺いたい。
- ・事例として、景観アドバイザーというかたちで造園・色彩・建築の分野の三方が1棟の建物だけではなく連続性を評価し、植栽の樹種なども街並みとしての連続性や街の雰囲気合ったものとする指導をしているものがある。
- ・賞について、港区では景観賞とみどりに関する賞と両方を、別々に事業者から申請してもらい、それを景観アドバイザーが選定し、その後審議会委員が現地で視察を行って賞を決めるような形になっており、事業者のモチベーションとなり、事例として外部の方々に多く見られ、参考にされることがあり、賞金を与えるということではなく、

市長から表彰する取り組みを図っていくべきだと考える。

○事務局（阿部技師）

- ・緑化計画の対象を平置き駐車場や 1,000 m²未満の敷地にも適用することについては、杜の都の環境をつくる条例そのものに規定されているものになるので、改正する際には条例そのものの見直しとなるが、いただいた意見を踏まえて今後検討したい。
- ・質の高い緑化への表彰に関して、資料3-1のガイドライン運用法②に記載のとおりにも（仮称）建築物等緑化認定制度として質の高い緑化と認められるものを表彰するほか、広報、各種支援等をできる仕組みを今後検討していく。

○中静会長

- ・時間が押しているので次の報告事項に移る。

③史跡仙台城跡整備基本計画について

○事務局（川崎室長 公園課青葉山整備室）

○事務局（鈴木室長 文化財課仙台城史跡調査室）

—令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震による仙台城跡周辺の被災状況および資料4-1について説明—

○中静会長

- ・池邊委員からチャットで、「仙台市さんは文化財保存活用計画を策定中でしょうか。城址だけでなく地域全体での取組、また文化財観光公園部門、道路部門などが協力して推進されることを望みます」という質問が出ているが、いかがか。

○事務局（鈴木室長）

- ・文化財の地域保存計画のことでよろしいか。

○中静会長

- ・文化財保存活用計画と書いてあるが、同じものであればお願いしたい。

○事務局（鈴木室長）

- ・史跡仙台城に限っては保存活用計画を既に策定している。仙台市では、地域全体の保存活用計画については、今策定に向けて検討中である。

○中静会長

- ・意見を参考にして進めていただくということをお願いしたい。

○渡部委員

- ・資料の「主な事業」に、整備に向けた各種調査という記載があるが、今回修復も実施すると思うが、市民理解と観光に寄与する意味で、見せる調査、見せる復元を実施すると、効果がさらに深まると思う。

○米倉委員

- ・本丸の発掘計画はどうなっているのか。仙台市の仕事ではないのか、仙台市でないとすればどこが実施するのか。

○事務局（鈴木室長）

- ・（仙台市）文化財課が担当することになるが、本丸、騎馬像がある場所については、平成 12 年くらいから発掘調査を行い、現在大広間に遺構表示として調査成果が結実している。現在は本丸での調査は行っていない。ここ数年は博物館の周辺、登城路跡や土塁跡等の調査を主に進めている。

○中静会長

資料 4 - 2 がまだ説明されてないので説明をお願いします。

○事務局（鈴木室長）

—資料 4 - 2 について説明—

○中静会長

- ・池邊委員から（チャットにて）「地元の高校生なども巻き込んだような形でやると、若年層を巻き込んだ形で進めていただけると良い」という意見もいただいている。参考にしていただきたい。
- ・その他にいかがか。よろしいか。

（委員一同了承）

その他

○中静会長

事務局から令和 3 年度百年の杜づくりフォーラムについて案内があるので、お願いします。

○事務局（熊谷課長）

—令和 3 年度百年の杜づくりフォーラムについて説明—

○中静会長

- ・その他にいかがか。

○舟引副会長

- ・緑化ガイドラインの件だが、自分は市の景観総合審議会の委員も務めており、景観計画に基づく公開空地や総合設計を対象としたにぎわいづくりのガイドラインを、ほぼ同時並行で進めてはいるが、4月にこちら（建築物等緑化ガイドライン）を公表すると記載されているが、お客さんは同じ人なのでデベロッパーのために、一体化するなり、同時に同じ形で発表するなり、使う人たちのことを考え、セクションを突破して一緒にやっていただきたい。

○事務局（佐々木部長）

- ・都市整備局で進めている公共的空間ガイドラインについて、極力方向性は同じで、矛盾のないように調整をしている。ガイドラインの発出時期についても都市景観課と再度調整し、同じタイミングで出せるか検討したい。

○中静会長

- ・ よろしくお願ひしたい。

○舟引副会長

- ・ 矛盾がないのは当たり前の話なので，使う人たちのことを考えて行政を進めていただきたい。

○中静会長

- ・ その他にいかがか。無ければ，議事を終了する。

(委員一同了承)

3. 閉会

○事務局（熊谷課長）

—閉会—